

新潟市イノベーション共創の場創出支援事業補助金公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、新潟市イノベーション共創の場創出支援事業の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

新潟市イノベーション共創の場創出支援事業

(2) 目的

働き方改革や生産性向上改革による ICT 関連ビジネスの需要拡大を見据え、地方の人材不足を解決するため、魅力ある市内企業と若年層、課題ある企業と課題解決技術を持つ企業をつなげ、ICT の専門人材の育成を推進及びイノベーション創発の場を多種多様な人材・企業が共に創り上げることで、都市の活力強化に寄与していくもの。

(3) 事業期間

補助金交付決定日から平成33年2月28日又は事業完了した日のいずれか早い日まで

(4) 補助額

1年目 上限400万円、補助対象経費の3/4以内

2年目 上限200万円、補助対象経費の2/3以内

3年目 上限100万円、補助対象経費の1/2以内

※2、3年目の補助支給については保証するものではない。

(5) 採択件数

1件程度

(6) その他

補助金の手続き等については、「新潟市イノベーション共創の場創出支援事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）による。

3 提案者に求められる資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす日本国内に存在する法人又は個人事業者とする。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。

(ウ) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であること、又は以下の条件すべてを満たす者であること。

①日本国内に存在する法人又は個人事業者で国税及び地方税等に滞納がないこと。

②法人の場合は設立日から（個人事業者の場合は開業日から）申請日までの期間が1年以上経過していること（ただし、承継を受けている場合を除く。）

(エ) 参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者でないこと。

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から補助対象事業者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

4 プロポーザル日程

実施要領交付開始	平成30年9月18日（火）
参加表明書提出期間	平成30年9月18日（火）から9月21日（金）
質問受付期間	平成30年9月18日（火）から9月21日（金）
質問への回答	平成30年9月25日（火）
事業計画書提出期限	平成30年10月5日（金）
選定委員会	平成30年10月12日（金）予定
選定結果通知	平成30年10月15日（月）予定
補助金の交付申請	平成30年10月中旬（予定）

5 表明書の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は、次により参加表明書の提出を要する。

(1) 提出書類：①参加表明書（別紙様式1）

②新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であることが分かる書類又は市税の納税証明書（新潟市制度用）及び登記事項証明書（法人の場合）

※②は、コンソーシアム（共同事業体）を構成して参加する場合は、構成する団体毎に必要

(2) 提出部数：1部

(3) 提出期限：平成30年9月21日（金）午後3時必着

(4) 提出場所：後記12「事務局」に提出すること。

(5) 提出方法：持参又は郵送・宅配便（土・日・祝日は受付しません）

6 質問及び回答

前記5「参加表明書の提出」により参加表明書を提出しようとする者は、本事業及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問については、一切受け付けないものとする。

- (1) 提出書類：質問書（別紙様式2）
- (2) 提出期限：平成30年9月21日（金）午後3時必着
- (3) 提出方法：電子メールにて、kigy@city.niigata.lg.jp 宛てに提出
- (4) 回答方法：平成30年9月25日（火）頃までに参加表明書提出者全員に電子メールで回答する。なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

7 提案書の提出

- (1) 提出書類：後記8「提案書の構成」のとおり
- (2) 提出部数：7部（正本：1部、副本6部）
- (3) 提出期限：平成30年10月5日（金）午後5時必着
- (4) 提出場所：後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法：持参又は郵送・宅配便（土・日・祝日は受付しません）※なお、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。
- (6) 追加・変更等：提出後の案の差替え（追加・変更等）は、提出期限までの間に限り認めることとする。
- (7) 留意事項：正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めせず、クリップ留めでの提出とする。なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式での提出を行うこと。
- (8) その他：提案書の提出は、1参加表明者1提案までとする。

8 提案書の構成

- (1) 全体の事業計画書（別紙様式3、4、5、6、7）
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙様式8）※コンソーシアムの場合は、構成する団体毎に必要
- (3) 全体の事業収支予算書（任意の様式）

※なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。

9 選定方法

- (1) 選定委員会

補助対象事業者の選定にあたっては、「新潟市イノベーション共創の場創出支援事業補助事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が「評価基準」に基づき評価を行う。なお、プレゼンテーション又はヒアリングを原則実施することとし、その場合は提案者に別途通知を行う。

(2) 選定の方法

補助対象事業者の選定は、「評価基準」に基づき提案者から提出された提案書の評価により順位を付け、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、平成30年10月15日（月）（予定）に電子メールにて通知する。

なお、選定結果についての異議申立て等は、受け付けないものとする。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない場合、又は補助対象事業者の決定をするまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加表明書及び提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要領に違反する表現をした場合
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定委員等に対し、不当な接触を行った場合
- (5) その他、指示した条件に違反する等、新潟市が不相当と認める場合

11 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成・提出、プレゼンテーションへの参加等、提案に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 新潟市は、選定に係る手続きにおいて、又は本事業を実施していく上で必要がある場合は、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 選定された提案者は、交付要綱及び新潟市補助金等交付規則に基づき、補助金交付申請等の必要な手続きを行うものとする。
- (8) 新潟市は、提案者に対して、その提案内容について態様・期間等を指定して追加資料を提出するよう求めることができるものとする。

(9) 新潟市は、必要に応じて提案者に出席を求めて提案事業に関する中間報告会及び実績報告会を開催することが出来ることとし、その場合は、提案者に別途通知を行うこととする。

12 事務局

〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 経済部 企業立地課

担当 佐藤、川上

TEL 025-226-1689

FAX 025-228-2277

電子メール kigyo@city.niigata.lg.jp

別表 評価基準表

提案書に対しては、次に掲げる評価項目、評価の視点等を基準として評価を行う。

評価項目	評価の視点	配点
補助事業目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容が、事業の目的等に沿ったものになっているか ○利用者となる多くの企業、団体、市民への訴求力がありPRできるか ○新規性、革新性、オリジナリティに富んだ、質の高い面白いコンテンツを多く展開できるか。またそれに見合う施設整備ができるか ○事業の推進体制が万全で、多くの企業や団体と協力関係を築いているか ○ビジネスとしての計画性を持ち、明確なKPIを設定して、補助事業終了後の展開も見据えているか ○利用者に対するアクセシビリティの良さ 	30点
企業による若者へ先端技術に触れる場を提供	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラミングや先端技術を学ぶ場として機能するか ○市内企業を中心に、多くの企業を巻き込めるか ○ICTの技術を持つ優良企業と有望な若者の、発展的な関係を構築するマッチング機能があるか ○若年層以外のリカレント教育にも展開できるか ○対象要件以外の部分で、採算性のある面白い事業の展開が見込めるか 	25点
オープンイノベーションのプラットフォーム整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地方の企業のオープンイノベーションのアウトソーシングとして機能するか ○先端技術について学べ、闊達なコミュニケーションが起こる場か ○多種多様な企業、組織、人が利用する仕掛けや発想が生まれる素地か ○個人の副業や創業、あるいは企業のアイデアの事業化を後押しできる仕組み（メンター、アドバイザーとの連携）を備えているか ○現実、仮想空間両方を駆使し、企業間をつなぐ取り組みができるか ○本事業がビジネスとしての発展性、採算性のある面白い事業の展開が見込めるか 	30点
実証実験プロジェクト事業のPR	<ul style="list-style-type: none"> ○実証実験プロジェクト事業をPRできるか ○実証実験から実際の事業展開をサポートする提案があるか ○対象要件以外の部分で採算性のある面白い事業の展開ができるか 	15点
計		100点